

|          |
|----------|
| 公 表 日    |
| 令和 年 月 日 |

## 随意契約結果及び契約の内容

|                              |                                                              |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 工事の名称                        | 一本松排水機場外機械設備修繕工事                                             |
| 工事概要                         | 別紙のとおり                                                       |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官<br>九州地方整備局 武雄河川事務所長<br>阿部 成二<br>佐賀県武雄市武雄町大字昭和745 |
| 契約年月日                        | 令和 5年 2月17日                                                  |
| 契約業者名                        | (株) ミゾタ                                                      |
| 契約業者の住所                      | 佐賀県佐賀市伊勢町15-1                                                |
| 契約金額                         | 175,560,000円(税込み)                                            |
| 予定価格                         | 175,758,000円(税込み)                                            |
| 随意契約によることとした理由               | 別紙のとおり                                                       |
| 工事場所                         | 佐賀県小城市芦刈町三王崎地先外                                              |
| 工種区分                         | 機械設備工事                                                       |
| 工事期間(自)                      | 令和 5年 2月18日                                                  |
| 工事期間(至)                      | 令和 6年 3月31日                                                  |
| 備考                           |                                                              |

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

## 随意契約理由書

1. 工事名 一本松排水機場外機械設備修繕工事
2. 施工場所 佐賀県小城市芦刈町三王崎地先外
3. 契約の相手方 住 所：佐賀県佐賀市伊勢町15番1号  
会社名：(株) ミゾタ  
取締役社長 井田 建  
電 話：0952-26-2551
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

- 1) 当該工事の目的

本工事は、国土交通省武雄河川事務所が管理する一本松排水機場、鳴瀬排水機場及び西古川排水機場の機械設備が、老朽化により機能が低下しているため、機器の更新及び分解整備を行い当該設備の維持管理に万全を期するものである。

- 2) 工事の内容

本工事は、一本松排水機場及び鳴瀬排水機場及び西古川排水機場の排水ポンプ設備の整備を行うものである。

- 3) 随意契約に付する理由

本工事の実施にあたっては、当該設備の機能を発揮するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、設計・開発・製作・据付を行うにあたり、①工事契約の受注者（以下「受注者等」という。）が独自に管理保有している技術（以下「ノウハウ」という。）が必要である。また、揚排水ポンプ設備は、設備全体が各メーカーのノウハウによりシステム構成されており、揚排水ポンプ設備のうち一部の機器を修繕する場合でも②システム全体の熟知が必要である。

(株) ミゾタは、設計、製作、アフターサービス及び部品の供給体制が確立していると同時に、①受注者等のノウハウを有し②システム全体を熟知していると判断できる。

以上のことから、本工事を履行するに必要な要件を具備している法人として(株) ミゾタを特定し、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)及び「参加者の有無を確認する公募手続」(平成18年9月28日付け国官会第935号)に基づき、(株) ミゾタ以外の参加者の有無を確認するための公募手続を行ったところ、他者から本工事への参加意思を表明する書類は提出されなかったことから、(株) ミゾタが本工事を履行できる唯一の法人と判断し、当該法人との随意契約手続に移行するものである。

よって、本工事については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記法人と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)  
管理課長